

ア 異議申立人は、本件苦情申立者は自分自身であり、苦情申出者の氏名を非開示とすることは不当であると主張する。

また、「具体的内容・処理経過」や「苦情相談の具体的内容」の非開示部分を開示しなければ、「開示による調査研究、事実把握」を著しく不当に損ない、事実確認把握の目的が極めて困難である旨主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年11月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号49） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年11月8日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成18年12月8日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年1月15日 （第三部会）	○ 審議
平成19年1月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年1月24日	○ 答申